

介護保険の加入者



要介護認定で「要介護」と判定されたかたには「介護給付」が、「要支援」と判定されたかたには「予防給付」が提供されます。「非該当」という判定であったかたにも、要介護・要支援になるおそれがあれば、介護予防のプログラムが提供されます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合相談・支援や権利擁護も行っています。

保 険 者

保険者は那珂市です。介護保険は市が運営しています。

加 入 者

◆65歳以上のかた（第1号被保険者）

- 要介護認定（介護や支援が必要であるという認定）を受けたかたが、サービスを利用できます。
- 交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市に届け出が必要です。

◆40～64歳のかた（第2号被保険者）

- 介護保険の対象となる病気（※）が原因で要介護認定を受けたかたが、サービスを利用できます。
- 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気（特定疾病）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1 がん（末期） | 9 脊柱管狭窄症 |
| 2 関節リウマチ | 10 早老症 |
| 3 筋萎縮性側索硬化症 | 11 多系統萎縮症 |
| 4 後縦靭帯骨化症 | 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
および糖尿病性網膜症 |
| 5 骨折を伴う骨粗しょう症 | 13 脳血管疾患 |
| 6 初老期における認知症 | 14 閉塞性動脈硬化症 |
| 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核
変性症およびパーキンソン病 | 15 慢性閉塞性肺疾患 |
| 8 脊髄小脳変性症 | 16 両側の膝関節または股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症 |